

## 《下呂市感染症対策消耗品等購入支援事業》（新規）

下呂市では、市内事業者が新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の発生防止に取り組むために必要な消耗品等の購入費用の一部を補助する「感染症対策消耗品等購入支援事業」を実施します。

### ●下呂市感染症対策消耗品等購入支援事業

制 度 名	下呂市感染症対策消耗品等購入支援事業
対象経費	<p>○ 新型コロナウイルス感染症を予防しながら事業を継続するために、事業所用に使用する消耗品等                      (例) マスク、フェイスシールド、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム、手洗い用洗剤、つい立・パーテーション、ビニールカーテン、手袋、ペーパータオル、体温計・サーモグラフィー など ※別紙参考表をご覧ください。</p> <p>● 対象とならない経費                      ・国・県・市等が行う事業で補助対象となっているものは重複して申請することができません。</p>
対象者要件	<p>□対象者 市内に事業所を置き、事業継続の意思を示す事業者</p> <p>■欠格事由（次の方は補助対象者とすることができません）                      ・納期が到来している市税に未納がある者 ・下呂市暴力団排除条例に規定する者                      ・宗教活動、政治活動が主たる目的である者</p>
補助金額等	<p>補助額：5千円以上10万円以下（補助対象事業費1万円以上）                      申請回数：1事業者につき1回のみ</p>
補助率	<p>補助対象経費の1/2以内の額（1,000円未満切り捨て）</p>
適用期間	<p>令和3年4月1日以降購入し、令和3年12月31日までに支払いが完了したものを対象とします。                      ※カード払いの場合は口座からの引落しをもって支払い完了とします。</p>
申請期間	<p>令和3年6月15日（火） ～ 令和4年1月31日（月）</p>
申請期限	<p>令和4年1月31日（月）必着</p>
その他	<p>・県が行う「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の申込みを先に行ってください。                      ・消費税の確定申告によっては、補助金の一部をご返還いただく場合があります。                      ・詳細については下呂市ホームページをご覧ください。                      ※ホームページが閲覧できない場合は市役所商工課までお問合せください。</p>